

昭和二十七年十二月二十三日(火曜日)
午後三時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 小泉 秀吉君
理事 岡田 信次君
高田 寛君
小酒井義男君

委員

入交 太藏君
植竹 春彦君
仁田 竹一君
一松 政二君
小野 哲君
高木 正夫君
内村 清次君
中村 正雄君
前之園喜一郎君
深川榮左エ門君
鈴木 清一君
衆議院議員 榊 兼次郎君

國務大臣

運輸大臣 石井光次郎君

政府委員

運輸省鉄道監督局長 植田 純一君
運輸省鉄道監督局長 細田 吉蔵君

事務局側

常任委員 古谷 善亮君
常任委員 田倉 八郎君
常任委員 會專門員
常任委員 會專門員

説明員

日本国有鉄道總裁 長崎惣之助君
日本国有鉄道渉外部長 兼松 学君

本日の會議に付した事件

○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○委員長(小泉秀吉君) それではこれより本日の運輸委員會を開会いたします。

先ず国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案を議題といたします。御発言のあるかたは適當に一つ……質疑でも、ほかに御意見があれば……
○高田寛君 いろいろと質疑を長い間重ねて来たと思うのですが、大体質疑も尽したように思いますが、一つこの辺で一応質疑を切上げて、これはもう討論に入ることを提案いたします。
○委員長(小泉秀吉君) 異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小泉秀吉君) では多数、異議なしと認めます。速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(小泉秀吉君) それじや速記を始めます。

○鈴木清一君 時間も大分お互い話合ひで制限されておりますようなので、二、三總裁にお尋ねしおきたいのですが、昨日御質問申上げたとき、実は局長からの御答弁ではつきり

しなかつたのでありますが、三月三十一日に結ばれました駐留軍との輸送協定につきまして、いわゆる「質問の過程の中から出て来ますものは、国内法による私契約だ」という御答弁と、行政協定の七条による協約だといふのと、その点はつきりいたしませんのですが、どちらなのでしょう。その点結ばれた總裁として……
○説明員(長崎惣之助君) 私は国内法によつて結ばれた私契約であると考えております。

○鈴木清一君 そういたしますと、貨物研究材料等から考えますと、中に含まれている「質」な字句を參照いたしますと、いわゆる行政協定によつてこのように結ばれたということが多分に含まれているのでありますけれども、その点についてはどう御意思なのですか。
○説明員(長崎惣之助君) 行政協定によつて結ばれたのではないということだけを先ほど御答弁申上げております。

○鈴木清一君 そういたしますと、過日大臣のお言葉の中には、行政協定七条によるところの優先権というものを認めて、従つて私契約ではあるが、優先権というものを、總裁が協定を結んだことについて同じ扱いであるといふようなことに答弁されておるが、その点はどうなのでしょう。
○國務大臣(石井光次郎君) そういう御答弁は私してないだらうと思いま

すが、何か速記を御覧下さいましたら……。

○鈴木清一君 大臣の御説明はあとで聞くといたしまして、總裁にお尋ねいたしますが、そういったしますと、契約の中に貨物輸送等につきまして非常に優先権を認めておるのでありますけれども、御承知のようにかつての鉄道時代におきまして、公共事業であり、いわゆる国民の権利を侵害するといふ立場から、日本に軍隊があつた當時でも軍がこれを使用する場合、独得の目的において使用する場合において、国内立法として軍事供用令を発令しておつたわけでありまして、それまでにして国民の、いわゆる鉄道の公共性の權益というものを認めておらなかつたのではありませんか、今回の協定を見ますと、例えば取扱い、いわゆる貨車の留置時間とか、或いは受託時間とか、それから又特に貨車を取扱うときに清掃に対する、清掃と言つてもきれいにすると、そうしたものに對しまして特に優先順位を認めておられますのは、その点は全部賠償されておるといふことになるのですか。さもなければそこではつきりそういうことに關連なく優先を認めたということになるのですか。

○説明員(兼松學君) 只今の御質問の件に關しまして、ちよつと御説明申し上げます。契約にございます取扱の特的な点につきましては、むしろこちらの事務の便宜のために話し合ひましてきめ

ましたものでございまして、別にお金のかかるものはその対価をすべてもらつております。それから例えば軍の關係では停留時間について一般と少し違つた取扱をいたしておりますが、これは一般のほうは駅長が事情によつて免除をし得る場合がたくさんあるもので、現実には免除を行なつておることがあるのをごさいます。軍のほうは事情の如何にかかわらず取る、これは現場において免除その他の問題で紛議が起ることを避けますために、一切一本にして取るということであらうものをきめました次第でございまして、一に事務の便宜ということできめました次第であります。

○鈴木清一君 そういたしますと、輸送貨物に對しましては、大体三級と四級との間をとつたということになつておるのであります。本日皆さんが御苦心をなされたいわゆる等級制によりまして、いろいろ物資の輸送に對しまする価格に等級差別をつけておるようでありまして、その点について非常に重要であるがために二日間亘つて皆さん御熱心に審議しておる。それにもかかわらず、この協定の中には三級、四級の間のことで大まかに取扱つてあるのではありませんか、この点等のごときに關しましては、私は價格が安いから、高いからといふことを問題にしておるのじやなくして、公共施設であるのかかわらず、第一に利益を持ち、権限を持つておるの國民であると思つてあります。そ

れにもかかわらずその人たちの権益を侵害するがとき協定を単独に結ぶという点について不満があるわけでごさいます。三級、四級という品物は、例えば日本の貨物に直してどういう程度の物になるのか。それと又そこで輸送されている品物はどうか。うものが数多いのですか、御発表願えますか。

○説明員(兼松学君) 只今の点につきまして、三級と四級の間に取極めましたのは、決して独断にこれを取極めしたのではございませんので、昨年の実績を貨物通知書で全部一々当りまして、五級を一〇〇といたしますと、御案内の通り四級は一一五であり、三級は一四五でございますが、平均運賃が一二九という平均単価が出たわけでごさいます。この点につきましては、大体軍のものでは火薬のように高いものは別にしてございまして、これは一級十割の普通のものをとっておりまして、その他車両類にはいろいろございまして、現場の取扱いでこれを乗用車とすべきか或いは貨物車とすべきか、疑いがあるものがございまして、鉄道の専門家と軍の専門家とが立合ひまして一ぺん／＼の貨物通知書の過去の記録から調べて適當する運賃の等級を定めまして、話合ひの上で一つの平均を出しましたら、一二九と出しましたので、その現実の平均単価を今年の基礎にしようということになりましたわけでごさいます。それに基づきまして国会でおきになりました運賃そのものを適用する。現場における特殊のものであるために等級が当はめられなくて紛議が起つたりするという事務上の煩瑣を避けるために、過去の実績に基

平均をとりましたというのが一二九、現在のものをごさいます。割引でもなければ割増でもないという率でございます。

○鈴木清一君 過去の実績というのは、いわゆる連合国軍時代の実績を過去の実績と言われているのです。そういうふうな解釈いたしますと、連合国がおりました当時は、少くとも占領時代であつたということでありまして、そういう解釈を我々も持つておるのであります。その当時の実績を講和になつた今日において協定する場合に取入れるという根拠はどこから出たのでありますか。

○説明員(兼松学君) それは講和という政治的なことによつても貨物の物理的形狀は、軍という同じものがあるために変らないという想定をやつたのでございまして、これは毎年改めることになりましたので、この次に協定をするときにはどうなりますか。又今年の実績によりますことになりまして、これは将来の問題でございまして。

○鈴木清一君 兼松さんにこの間もちよつとお尋ねいたしましたのですが、一番最初總裁にお尋ねしたと同じですが、あなたが言われている書物の中でも、いわゆる日本優先という字句の解釈は、若し日本に軍隊があつたならばと定第七条から出たその優先という字句の解釈をあなたはそういう規定付けをしておられる。そうだとするならば、この問題は行政協定に始まつて初めて価格協定というものができたのであつて、ただ単にいわゆる国鉄において石炭を購入するための価格協定と何ら変わらぬという曾つての細田政府委員のお答

えは余りにもおかしいと思うのであります。従つて私がお尋ねしたいのは、日本に若し軍隊があつたならばという仮定の優先権の解釈であつたならば、それは先ほどお尋ねいたしましたように、日本に曾つて軍隊があつたときには軍事供用令によつて少くとも立法化されておつたということでありまして、その点についてはどう今心境を変えられておられるか、その点一つお尋ねしたいと思います。

○説明員(兼松学君) 只今の点は、何ら国鉄の規定はそういうことには触れておりません。それは多分何か部内の解説物に対するあれだと思ひますが、これはそういう事実がございまして、第七條の優先権というものは、日本のため諸官庁に与えられておるのと同じ優先権である、このように書いてありますので、そのようにいたしておるわけでありまして、それで何らそれ以上の特別の優先をいたしてございせん。ただその問題が、お話の点が触れておりますのは出動の場合かどうかという質問がございまして、緊急出動の場合にどうするのだという質問がございまして、それにつきましまして、日本に出動するものが当時ございませんで、そういう解釈であるが、というただ部内的なものでありまして、これは何ら總裁のお達しでも何でもないものであります。個人の意見がそこに書かれておるというだけでございせん。何ら方針ではございせんし、まだそういう扱いの実例もありません。

○鈴木清一君 大臣に最後にお尋ねいたしますが、御承知のように、政府では電信電話料金の駐留軍との価格協定におきまして、特別措置法を国会に求め、立法化しております。それにもかかわらず、この価格協定に對しましては、總裁の権限において単独にされておるのではありませんか、政府はやはりこの処置に對しても当然だとお考えになつておりますか。その点これは大臣から……。

○國務大臣(石井光次郎君) これは郵政と鉄道とは少し違ふように聞いております。併し私は余りわからんが、何か鉄道のほうは私契約でやつておりました、そうしてそれは別に特別に安くも何もしてゐるものではない。片一方のほうは割引の何かがあるという問題があるようで、そういうようなことが何かひつかかつてゐるのではないか、余り私はよく知りませんが。

○鈴木清一君 それでは大分時間なものようですから、いづれ又腑に落ちないところもありまゐるので、緊急の形でお尋ねいたすかと思ひますけれども、若し第七條をやつておられるとすれば、行政協定の二十七條に對しますところのはつきり立法措置を協定されておきますこの点につきましても、お考えおきを願うということにいたしまして、質問を打ち切ります。

○委員長(小泉秀吉君) これを以て質疑は終了したものと認めます。それでは討論に入ります。御意見のあります方は、それ／＼賛否を明らかにして述べをお願いします。

○岡田信次君 私は本案に賛成いたします。

国有鉄道の運賃が一般の物価に比し極めて低いということは言うまでも

ないのであります。と申しまして、運賃は安いほど結構なのであります。併し輸送の原価を割るとか、或いは経営自体を困難に陥れるというふうでは却つて国民生活を危殆に陥れ、又産業の進展を期し得ないと思ふのであります。そこで運賃の改正のたに問題になるのが国有鉄道の経営が果して合理的に行われておるか、或いは能率的に行われておるかということでありまして、私大膽にいたしますのに、大体国有鉄道の経営は能率的の点に別として、合理的に行われてゐるんじやないか。即ち職員の手給にいたしまして、一万三千四百円というのは決して一般の給与に比して高くない。又四十四万の人員といふものも今日の輸送量或いは業務量からみても多くはない。更に国鉄の消費する物資である石炭なり或いは鋼材、その他の物資は、これ又物価のうちでは高いほうの部類にある。こういふふうな考えますと、現行の国有鉄道の許す範囲内においては、或る程度合理的に行われてゐるんじやないかと、かように考へる次第であります。そういたしますと、国有鉄道の今日の財政の現状からみまして、何らか歳入の増の途を図らなくちやならぬということになるわけ、その歳入増を何によつて求めるかと申しますと、今回政府の提案にみられます通り、大体の支出増が経常的の支出でありますので、それを賄う収入も又経常的の収入でなくてはならぬというわけで、結局その程度の運賃の値上げは止むを得ないとするものであります。併し今回の運賃値上げによりましては、国鉄が平素を大に

して言つておるところの施設の荒廢、

或いは償却の増というようなことは一向考えられておらん。いわんや、今後のサービスの改造、或いは増収の対策というような積極面は一つも考えておられないのであります。従つて私が恐れますのは、再三再四運賃の値上げの問題が近き将来に起ることでありませう。そこで私といたしましては、運輸当局並びに国鉄当局は国鉄の長期に亘る健全な経営という点にもつと深く考えられまして、運賃政策なり或いは財政政策なりに対して確固たる方策を樹立されることを切望する次第であります。

なお最後に、今回の値上げと同時に、多年の懸案であつた貨物の等級の改正が行われたのでありますが、このむずかしい問題の解決に対して扱われた労苦に対しては十分推察できますが、併しでき上つたところをみますると、今日の経済界、或いは国民生活の实际情况に沿わない点が多々あるというふうに考えられるのであります。そこで同僚議員からいずれ意見が開陳されますが、附帯決議としてこれらに対する是正を要望いたしたいと、かように考へておりますが、なお運輸当局或いは国鉄当局は十数回に亘る本委員会の各委員の意向を十分参酌せられまして、その措置の誤りなきを期して頂きたいということを要望いたします。私の賛成意見といたします。

○中村正雄君 私は本案に對しまして
反対いたします。

反対の理由として考えられます第一点は、特に根本的な問題であります。現在の国鉄経営の財政方針が明らかにされておらないという点でございます。現在の国鉄の運賃は、戦時中の国策に沿いましたいわゆる低物価政策

によりまして押えられておつた。それを基準にいたしまして、戦後たび／＼改正になつておりますけれども、今なお経費を賄うに足らない運賃であることは事実であります。併しながら、これはいろ／＼社会政策的な面からみまして、こういう低い運賃に押えられておる。而も現在国鉄に独採制を強要しておきまして、而も国鉄の支出を殆んど運賃収入によつて賄わしておる。ここに根本的な私は財政上の欠陥があると考えるわけなのであります。戦災によりまする復旧費、或いは戦争中延

期いたしておりました修繕に要する費用、或いは定期旅客運賃のように社会政策上の見地からコストを度外視したた運賃をきめさしておきながら、こういう赤字運賃によつて国鉄の財政自体を賄わしておる、ここに私は根本の原因がある。従つてこういう社会政策的な見地に基きまする赤字運賃に対しましては、当然政府がこれに要しまする経費の一部を負担すべきものである。又戦時中に蒙りました損害の補填というものは、これは国鉄自体の運賃収入によつて賄うべきものでなくして、これは当然一般国の経費として負担すべきものである。こういう財政方針をとらずして、すべて国鉄の収入によつてやつて、おる、ここに国鉄財政の欠陥の私は根本があると思います。而も戦

後たび／＼運賃改正をやられておりま
すが、これらはすべて国鉄の従事員の

賃金が上るたびごとに運賃の改正をやつておる。而も今度の運賃改正を見て参りますと、一万三千四百円というところから、従事員の賃金を支払うために、年間どういたしましても現在の賃金よりも約二百億近い経費が要る。その二百億近い

い経費を賄うためにこれに見合う大体二百億近い運賃収入の増加を図つた運賃値上げをやつておる。言い換えれば、人件費が上つた、そのために運賃値上げをやつておるといふ姑息な手段をとつておる。こうなると、恐らく常識的に考えられます点は、毎年々々この現在の情勢におきましては、従事員員の賃金の値上げの問題は起きます。その都度賃金を値上げするために運賃を値上げするという今までの過去の例をそのまま繰返し、今回も繰返す。こういう状態につきましての運賃改正につ

いは、方法論におきましても賛成したい。それよりも国鉄の財政を独探制を強要するのであれば、国鉄が独立採算制をとれるだけの運賃を、どういう運賃にすれば最も妥当な運賃かという見地から改めて現行運賃を再検討いたしまして、国鉄を経営するためにこれだけの運賃が要るのだということによりまする改正でありますならば、これは一応考慮の余地もあるし、検討の余地もあると思ひますけれども、ただ従事員の賃金を上げるためにこれだけの経費が不足する、その不足を補いますための運賃値上げということにつきましては賛成しがたい。以上が反対の根本の理由であります。

○高田寛君　私は本法案に賛成いたすものであります。

国鉄の経営が独採制であり、最近におきまして、物件費の大宗である石炭

及び電力の値上りを示すということがありましたほかに、又従業員の給与ベースの改訂の必要にも迫られて参りましたので、運賃値上げというものはもう決してこれは望ましいものではないのでありますけれども、経常的の

支出がどうしても増えて来るという事態におきまして、このたびの一割程度の運賃の値上げというものは、独採制の建前から言つて止むを得ないものと考えるのであります。ただこの戦争以来の荒廃施設の取替ということが国鉄財政で今後どの程度に完璧を期することができるか、この点につきましては大きな危惧を抱いておるものであります。これはやはり經常経費と別途の措置を考慮して、荒廃施設の取替ということは政府においても今後も十分に一つ実行して頂きたい。そうして安全

な、迅速な輸送というこの国鉄の任務を完全に果すような措置を今後とも十分に講じて頂きたいということを希望するものであります。

なお又一つ、運賃値上げというものは一般社会大衆には決して喜ばれないものであることはわかつておりますので、運賃値上げという機会に、かねてから国鉄当局でも強く叫んでおられます一般貨物、旅客に対するサービスの向上というこの精神を現場の末端までよく徹底させて頂きたいということを希望するものであります。なお、このたびの貨物運賃につきましては、大体において一割の値上げでありますけれども、その内容を検討すると、これと同時に貨物等級表の根本的の改正が行われるということになっておるのであ

ります。勿論長年に亘つて根本的の改正がなかつたので、この負担力に応じ

て合理的な貨物等級を作り直すということは、当委員会においてもかねて要望したこともあり、これはもう結構なことであるのであります。この中を仔細に点検いたしますと、一面において、最低の貨物等級におきまして

も、輸送の直接費だけを線に置きまし
たために、多量に輸送される生活必需
物資のごときものが著しい運賃の値上
りになる。又一面におきましては、贅
沢品とか、嗜好品と目されるものが現
行運賃よりもむしろ引下がるというよ
うなものも出て来るのであります。そ
れで従来の貨物等級によりまして、こ
の経済活動というものはこの根底の上
に打ち立てられておりますので、特に
生活必需物資のごときものは余り著し
い運賃の値上りということは、決して
これは国民経済から言つて望ましくな
いと思うのであります。このような意
味からいたしまして、私は一つの附帯
決議を提案いたしましたのであります。
今附帯決議の案文を読みます。

附帶決議
今回の運賃改正と同時に実施される貨物等級表の改正に際しては、左記の点につき日本国有鉄道において善処することを要望する。

一、生活必需品の運賃値上りが貨率の約一割引上げを含めて二割程度以上となるものは約二割程度にとどめること。

二、贅沢品、嗜好品と目せられるものにして、貨率の引上げをなしても、なお運賃値下りとなるものについては、現行運賃を限度として適当に調整すること。

以上であります。この中の生活必需品として運賃値上りを二割程度にとど

めたいと考えますものは、品目を挙げますと、木炭、加工炭、大豆、生甘藷、生馬鈴薯、生大根、生野菜、たくあん、野菜、塩漬、こんぶ、砂糖、酢、味噌、麺類、というようなものを考えておる次第でありますから、一つこ

質疑の間にも申しましたが、今回の補正予算で組まれておりますところの五億円で十三線の新線を建設する、同様に取扱つたところの他の六線は二十八年度の予算であるか、それさえ明確でないというような誠に不公平なことをやつておる。こういうようなことでは私はいけないと思ひます。これらの点についても国民が納得するように運営をして頂きたいということもここに強く申上げておくわけであります。

それから最後に申上げたいことは、いろいろの争議、鉄道に直接関係のない炭炭、電産等の争議、引續いて国鉄内部の違法闘争、或いは賜暇闘争等によつて非常に列車が削減せられておる。国民は非常に困つたのであります。こんな問題については、私はやはり運輸並びに国鉄当局というものが現在の労働運動に対する認識を欠いておられるのではないかというような氣持が強くするのであります。この前国鉄の幹部のかたが炭炭ストを以て我々を責められるのは非常に遺憾であるという、これは公式の問題としてではありませんが、そういうようなお話もあつたのであります。私は終戦後におけるところの労働運動を、占領軍の監督下において相當な制限を受けておつたところの労働運動と同じように考えておられるところに、非常な削減を止むなくせられたところの大きな原因があるのではないかと思うのであります。国鉄は六十萬トン石炭を貯蔵しておつたと言つて非常に威張つておつた。それがそういう炭炭ストで殆んど使い果して、第三次の別な削減をしなければならぬという状況に立ち至つておる。今後労働運動というものは恐らく今よ

りもつと猛烈になる、或いは時間的にも長い労働運動か或いはストが行われるというのを我々は考えなければならぬのである。炭労のごときは国鉄のあつかり知れないものであるという考え方は非常に誤まつておるのであります。ですから六十万トンで事足りるというやうな安易な考え方はいけません。私は思うのであります。この炭労、電産のストというものによるものを十分考えて行かなければならぬのであります。国鉄のストにいたしましても、或いは法規上遺憾な点もありましようが、私は今日のストなどというものは権力を以てたやすく抑圧できるものではないというのを強く申上げて、よく労働運動の性質、方向、思想、そういうやうなものを十分にお考えになつて、温かい気持を持つて労働運動を跳めて行く、取扱つて行く。そして国民に迷惑を及ぼさないやうな方向に持つて行くように運輸当局なり国鉄の幹部はお考えにならなければならぬのであります。六十万トンの石炭があるから能率化されるというやうなあまり考えはこの際お捨てになつて、どのくらいストが続いても国鉄は安全であるという方向にお考えをお変えになるやうにお願い申上げたのであります。将来においても、中村委員からお話がありましたやうに、国鉄の経費というものがだんだん／＼とかさんで行くという事は、これは容易に想像ができるのであります。でありますから、経営の合理化等の面において万全の策を講ぜられて、一にも二にも運賃の値上げで随つて行くというやうな安易な考え方はこの際お捨てを願ひたい。

い。今回は私ども止むを得ずこの値上げの法案に賛成いたしますが、以上申上げましたやうなことを附加して意見として申上げるわけであります。
○小酒井義男君 私には運賃の値上げに反対であります。

反対の理由を申上げますと、国鉄の運賃値上げが国の経済全般に及ぼす影響というものは非常に大きいものがあるわけですが、従つて運賃の値上げをする場合には国鉄運賃法が制定せられて四つのことが定められてあります。その第三には産業の開発に資すること、第四には資金及び物価の安定に寄与することという原則があるわけですが、私は本案を審議する過程において政府から説明を求めましたが、政府の説明で以てはこれらの原則に本件値上げが副つておるといふことを私は考えることができません。そういう重要な国民生活に影響を及ぼすが故に、きめられておる原則に相反するやうな形で運賃値上げがやられて行くというに對して私は反対をする一つの理由であります。

もう一つは、やはり国民生活に非常に影響のある運賃の値上げというものをやる前に、まだ政府として選ぶべきほかの途があるであらう。例えば答弁の中においても国鉄の収入を図る方法はないか、或いは支出の軽減を図る努力をする余地はないかという質問をしておいたわけですが、今後研究をして、それらのものの検討をして行くという答弁であります。併し少くとも国民に直接間接の影響を与えるやうな運賃値上げをする以前に、内部におけるところの経営能力の合理化の努力がな

されて、それでもいかなる場合にのみ初めて運賃の値上げなどというものは具体的に論議されるべきであつて、その努力をなさざる前に運賃を以て解決をつけて行くやうな安易な方法に對しては私どもは反対をしなければならぬと思つております。

次に政府の一貫した方針として、やはり低米価、低賃金政策を維持して行く、これと一環をなしておるといふうに見ておるのです。今回の政府職員その他においては一部の給与改訂が行われて収入が増えますが、併し民間産業、特に中小企業においては資金の支払いさえも困難な状態にある。こういう職場に働いておる勤労者に与える影響というものは、ただほんの申訳的な減税をやつてみても、一方で運賃が上り、又米の配給価格が、消費者価格が引上げられるやうな事になつたならば、国民生活水準というものはいつまで経つてもこれを向上することはできない。こういう観点から見ても、やはり現状においては私は国有鉄道の経理の内容等を検討して、それでもなお賄うことができない場合は政府の責任においてそれを排除して行くという方法を講じるべきだ、そうして国民生活が一定の水準に回復して、そうして産業全体が正常な位置に回復したときに初めて初めてこうした運賃問題等を根本的に検討をするべきであるという考えを持つております。こういうやうな理由から、私は今回やられようとしておるところの運賃値上げに對して反対するわけでありませう。

○深川榮左門君 私は国有鉄道の運賃法の一部改正法案に反対であります。このたびの国有鉄道の運賃を改正する案は一制程度であつたことを承知しておりますが、併しその中には生活物資に對する運賃がかなり増徴を來しております。これは国民に對する影響が非常に重大であると思つております。なお、この国鉄の運賃が例えば増嵩して参りました、これが国民に及ぼす影響をいたしましては、やはり地方のそのほかの運賃、貨物料金も必ず増嵩するであらうと思つております。私は国民の生活に影響を及ぼすかくのごとき運賃の改正に對しては反対するわけでありませう。私はこれを以て反対の意見といたします。

○委員長(小泉秀吉君) ほかに御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小泉秀吉君) 御異議ないと認めます。
それではこれより採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたは挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(小泉秀吉君) 多数と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
次に、討論中にありました高田君提出の附帯決議を附することに賛成のかたの御挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(小泉秀吉君) 多数と認めます。よつて本案につきましては、附帯決議を附することに決定いたしました。

この議事の進行中にいろいろと御発言を頂きまして、私もこれを服膺して、又皆様方がたのお心持を体して強く政府内部のこれから先の折衝にも當りまして、国鉄の健全なる発展の方向に努力することにいたしたいと思ひます。今後とも何分の御支援を頂きたいと存じます。

○説明員(長崎惣之助君) 長い間いろいろと御審議を願ひまして、ここに賛成を得ましたことを先ずお礼を申上げます。御審議のときにもいろいろな御意見があり、殊に只今各党各派の代表のかた／＼からいろいろな御要望がございまして、その御要望等につきましては十分に取入れまして、まず／＼国有鉄道が一步でも早く国民皆さんの御期待に副うやうに持つて参りたいと思ひます。なお附帯決議にありました問題につきましては、日常必需品等は御説明にありました品類等につきまして、十分に考慮いたしたいと存じます。なお調整を要するものにつきましても、これ又慎重に取扱つて成るべく引上げにならんやうにいたして参りたいと存じます。

○委員長(小泉秀吉君) なお本会議における委員長の口頭報告の内容等は委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小泉秀吉君) 御異議ないと認めます。
次に本案を可とされたかたは例によつて御署名を願ひます。

多数意見者署名
岡田 信次 高田 寛
入交 太蔵 植竹 春彦
仁田 竹一 一松 政二

高木 正夫 小野 哲
前之園喜一郎

○委員長(小泉秀吉君) 次に、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を本日(の日程に追加して審議いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。)

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小泉秀吉君) 御異議ないと認めます。それでは提案者衆議院議員橋本次郎君より提案理由の御説明をお願いします。本案は衆議院は通つたそうであり、衆議院からも送付しております。附加えて申し上げます。

○衆議院議員(橋本次郎君) 私衆議院のほうの権でございます。

只今提案になりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につき提案者を代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。現在休職者は、日本国有鉄道法第三十条により、一、心身の故障の為長期の休養を必要とする場合、二、刑事事件に關し起訴された場合、一定期間を限り俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十乃至百分の八十を支給する定めとなつており、その他の給与についてはこれを支給しない事が明示されているのであります。休職者の実情についてみましますと、極めて気の毒な状態であり、

即ち休職者の大半は、結核性疾患であり療養には環境の好条件と食餌について特別の配慮が必要でありながら、休職と同時に家族の生計費と共に療養に要する費用がかさむにもかかわらず、実際は二割以上の減収となり、ただでさえ苦しい生活を更に切詰めて療養をしなければならぬ。従つて早期

に治る病氣も生活苦と悪条件のために尙更悪くなつて行くというのが現実であります。

又刑事事件につきましては国鉄は作業の性質上、他の場合とは異つて居ることは或は説明の要はないかと存じます。占領中は、年末手当の性格について従来からの我々の考え方とは異つた見方が行われたのであります。今日においては賞与という性格から給与の一部であるという性格に切りつゝあることはこれ又説明の要はないと存じます。

なお日本国有鉄道の役員及び職員に對して支給する給与については日鉄法第四十四条において給与準則によつて支給するよう定められて居る休職者のみである第三十条に明示することは、法文構成の体裁上から云つても妥当ではないと考えます。

これらの点から生活に苦しみ病床等に於て一時も早く職場に復帰したいと念願して居る職員に對し年末年始の生活の一助とし、一般職員に支給せらるべき手当その他給与額に相当する額以内を支給する必要があると考えまして、この改正を提案する次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを希望いたします。

○委員長(小泉秀吉君) 御質疑のありのことは御質疑を願います。

○前之園喜一郎君 それではこの審議の参考に供したいのでありますが、国鉄当局に伺いたいと思ひますが、どうかおおいでになりますか。

○一松政二君 私は本案は提案理由の説明だけを一応承つておいて、そうして質疑はあと廻しとして、国鉄裁定

の法案を先議せられんことを提案いたします。

○委員長(小泉秀吉君) 速記をやめて。

【速記中止】

○委員長(小泉秀吉君) 速記を始め

○一松政二君 只今の懇談に對しまして、私のさつきの国鉄裁定を先議する動議は撤回いたします。

○委員長(小泉秀吉君) それでは日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、只今提案者の説明のあつたことに關して御質疑のありまするかたは御質疑を願います。

○前之園喜一郎君 資料として配付を受けました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案調査報告、この第四項に、国鉄現在の休職者数は一万四千二百八名である。これは国鉄の調査によるとありますが、それはいつの調査ですか。

○政府委員(細田吉蔵君) これは専門室で調べたので最近の調査です。

○前之園喜一郎君 大体専門室で調べた数字によると、休職者は一万四千二百八名、その内訳は公症九百六十八名、私症一千九百九十六名、結核一万一千一百一十一名、刑事事件百二十三名となつておるようですが、政府当局どうですか。数字はこの通りですか。

○政府委員(細田吉蔵君) 只今申された数字は二十七年十月末の日本国有鉄道の数字でございます。

○前之園喜一郎君 十月の末日ですか。

○政府委員(細田吉蔵君) さようでございませう。

症九百六十八名の種類、どういふ公症であるかといふことを伺ひたいのですね。なお私症の場合でも、或いは私症と言ひながら実は公症に類するものな者の中にあるのじやないかと、う氣持もするのですが、公症、私症の内容、それから刑事事件百二十三名とありますが、これは起訴された者だけだろふと思ふのでありますが、その刑事事件の内容、一番にかつておる者、或いは二審、三審等もあれば、それぞれ區別してお答え願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(細田吉蔵君) 先ず公症でございますが、どの程度の公症であるかといふ点につきましては、只今資料を持つておりませんので、早速調査いたしまして、国有鉄道からお答えしたいと思ひます。私症と申しますのは、結核以外の病氣もこれは入つておるわけでありませう。この中には公症に該当する者は含まれておらないわけでありませう。ただまあ強いて問題にいたしますと、結核という者が一万一千名余ございませうが、これは非常に業務が過重であつたためになつたとかならんとかいつたような問題はあり得るのじやないかと考えております。それから刑事事件の百二十三名であります。これにつきましては、起訴になりました者だけでございませう。非常に少い数字のように相成つておるわけでございますが、これは実は刑事事件で起訴されまして休職しております者は、何と言いましようか、有罪になるか無罪になるか、必ずしもはつきりしないといつたやうな者が大部分でございまして、例えば振取りを相当やつたといふことが、取つたといふことだけははつきり

国有鉄道の調査でわかつておるといふやうな場合には、それだけで懲戒にいたしておられますので、そういうのはつきりした犯罪と申しますか、国鉄の調査だけでも明瞭になると申しますか、懲戒規定に触れる者については休職にならずに、起訴の後を問はず、むしろ前と思ひますが、懲戒免職してあります。従つてこういう数字になつておると思ひます。百二十三名のうちで業務上の過失、これは乗務員関係、踏切警手といつたやうな者が一番多いわけでありませうが、これが国有鉄道で調査いたしましたところ、この百二十三名のうちにおおむね一割五分程度であるといふこととあります。罪名につきましては調査は今いたしておりませんが、早速調査いたしまして御報告いたしたいと思ひます。

○前之園喜一郎君 私症のうちには結核を除いた一般の病氣、それからいゝゆる怪我したやうなものも入つておるわけですか。

○政府委員(細田吉蔵君) 公症以外の怪我をしまして休んで居る者は入つております。

○前之園喜一郎君 例へば乗務員が勤務を終ると、帰る途中或いはホームで、線路で怪我したやうなのは公症になるのですか、私症になるのですか。

○衆議院議員(橋本次郎君) 非常にさういふものの分類がむずかしいのですが、厳密な意味から行けばこれは私症といふことになりませう。勤務時間中に受けるところの負傷が公症になります。終つて帰るというときは、これはまあ公症のうちに入らないと思ひます……入りませぬ。

○前之國書一郎君 政府の御意見どうですか。

○政府委員(細田吉蔵君) 現在の国有鉄道の取扱いは、只今橋梁議員からお話のありましたような取扱ひになつておると承知いたしております。

○前之國書一郎君 そうすると、例えば朝の八時から晩の五時まで勤務したのだということ、五時で勤務が終わつたという場合に、明確な場合もありましようが、併し乗務員のごとき場合、或いは駅にいてそうして諸般の報告をするために時間が遅れる場合もある。そして駅の構内でたま／＼さういうならいつて帰る途中で駅の構内で怪我をしたという場合には、これはやはり私症になるのですか。

○政府委員(細田吉蔵君) 公症、私症の區別につきましては、これは分類点にいたりますと、非常にむずかしい複雑な問題が出て参ります。これを公症の扱いにすべきか、私症の扱いにすべきかといふことは、一時的にはおおむね鉄道管理局長がきめるということになつておるわけでございますが、鉄道管理局でそういった非常に限界点にあるような事件が起りました際は、慎重に検討をいたしましたして、なおこれにつきましましては労働組合の側からいろいろ意見もございます。そういう慎重な検討の結果でいづれかにきめておるような次第でございます。非常にむずかしい事例はたくさんあるように承知いたしております。ただ先ほどのお話を勤務時間外のものにつきましましては、原則的には死症の取扱ひをするという事になつております。

○前之國書一郎君 これは私はむしろ

国鉄職員のために質問しているわけなんです、公症であるか私症であるかという事は、これは判然とせん場合が相当にあるだらうと思ひます。そういうような場合には、負傷をしたものに有利に解釈するのか、どうなんですか。

○政府委員(細田吉蔵君) 非常にむずかしい御質問でございます。特に有利にというわけではないと思ひます。が、実際問題として明確な基準を引きましても、いろんな特殊な事象があるわけなんです。さういふ場合には管理局長が自分で最後には判断をいたしまして、きめておるわけでございます。なおこれにつきましましては、労働組合のほうにおきましても、これは公症になるか、私症になるかという事は非常に重大な問題でございます。労働組合のほうからは強力に労働組合のほうからの発言もございまして、労働組合の側の発言は常に何と申しましうか、当然のことといひまして、組合員にできるだけ有利に解釈するといふような御主張が多いように私も現場におりましたときの経験から考へておるのでございます。さういふ点を勘案いたしまして、厳正にきめるというようにいたしておるのでございます。

○前之國書一郎君 只今勤務時間中のものは公症であつて、それ以外は私症であると言われるが、然らば、勤務中のものは職員の怠慢によつて生ずる場合、例えば汽車に乗つておつて居眠りをして落ちたというような場合、これはどうなんですか。公症ですか、私症ですか。

○政府委員(細田吉蔵君) 国有鉄道の

障害事故と申しております怪我をいたす場合は、これは非常に多いのであります。併しいろいろ調査をいたしてみますと、大なり小なり、或る程度怠慢といふたようなものがある場合も実はかなり多いのであります。例えば連結手がよく怪我をいたしますが、この連結手がもうちよつと注意をしておつたならば、さういつた足を切つたとか手を切つたとか、或いは死んだといふことがなくて済んだのではないかと思ひれるような場合が非常に多いのでございます。ただ怠慢の程度によるのでございまして、これは非常に常識的にこの辺は判断いたさなくちゃならんと思ひますが、通常の状況よりも非常に大きな怠慢の程度でありました場合には、これは問題にならなくなるかと考へております。その程度をきめることが非常にむずかしいといふことで、先ほど申し上げました判定の場合に、どの程度の本人の過失を公症と私症とを差別するかのことにございまして、は、具体的な一つ／＼の問題につきましまして検討いたしませんと、一律に何か尺度を以て律するといふわけには参らないかと考へております。さういつた点が最も問題になります大きな分れ目なんぞございまして、個々の具体的な問題について慎重にやつておるわけでございます。

○前之國書一郎君 私は具体的な問題でお伺いします。桜木町事件のあの過失、あれは業務上の過失になつておると思ひますが、ああいうものは公症になるのですか、どうなんですか。

○政府委員(細田吉蔵君) 桜木町の事

ございまして、職員につきましましては怪我をいたさなかつた。

○前之國書一郎君 そうすると、刑事事件になつた場合に負傷する、怪我をする、さういふ場合は全然国鉄のほうでは負傷については面倒をみないといふことですか。

○政府委員(細田吉蔵君) 桜木町事件だけではございせんでしたけれども、刑事事件を起した、そして怪我をしておる、さういふことございまして、

○前之國書一郎君 例は桜木町事件を挙げておる、例として。

○政府委員(細田吉蔵君) 例は桜木町事件のときに電車の運転士が相当大きな火傷をした、電車の運転士は業務上過失で訴えられておる、この場合はどうかと、さういふ話でございます。

○前之國書一郎君 ええ。

○政府委員(細田吉蔵君) その点につきましては、私国鉄でどういたしておりますか、早速電話で調査いたしまして、

○前之國書一郎君 刑事事件の百二十三名のうちの業務上過失が一割五分なんです、これは国鉄で考へて、有罪になるか無罪になるかわからないものだけである、はつきりしておるものは懲戒免職するのだ、さういふことなんです、あとの八割五分、百二十三名中の八割五分の刑事事件の種類はおわかりですか。

○政府委員(細田吉蔵君) あとの刑事事件の内容につきましては、先ほど申し上げましたように調査いたしたいと思ひますが、御参考になるかどうかかわりませんけれども、ちよつと申し上げて

○前之國書一郎君 私の知つておる範囲において、他の官庁あたりで、例えば業務上横領、詐欺、さういふようなことで起訴された場合は確定判決を待つて懲戒免職をやる。さういふ取扱をしておるところが多いんですね。運輸省はどうなんですか。

○政府委員(細田吉蔵君) これは正しく申しますと、確定判決がございましてから処分をいたすといふことが或いは正しい、妥当ではないかといふたようなことも考へられるのですが、懲戒

規程はこれは昔でいいますと行政処分でございます。今国有鉄道は行政官庁じやないから行政処分ではなくて、總裁の名前による懲戒でございます。懲戒は有罪無罪ということに關係なくこれははつきりいたしておる場合があるものでございまして、たとえ裁判の結果これは微罪であるから無罪になつたという場合にも、行政処分に相当する總裁の懲戒はこれとは別になし得るわけでありまして、そういう点がはつきりいたして、いわば行政処分だけは有罪にならうが無罪にならうがするといふことがはつきりいたしておるものにつきましては、処断をいたしておるわけでありまして、それがどうも不明確だ、例えば詐欺をやつて、本人は詐欺ではないと主張いたしておるといふような場合、又それだけならば行政処分に相当する懲戒をいたすというわけに行かないといつたやうなものにつきましては、これは休職に扱うようにする。大体かような取扱になつておるかと思ひます。

○前之團喜一郎君 国鉄で犯罪の内容を決定して、そうして懲戒処分をやるという考え方は非常に危険じやないかと思ふのです。各官庁、恐らく税務署にしてもそうだと思うのですが、税金を取立ててそれを使う、こういう場合は起訴されて判決があつて、それが確定してから懲戒免職になる、それまでは休職にして置くというやり方をやつておるのですが、あなたのほうは懲戒規程によつてやられるのじやないやうが、併し他の官庁の取扱方と比較して非常に違ふ、それだけに私は非常に危険ではないかと思ふ。国鉄が直ちに裁判の最終決定と同じやうな、それよりもつ

と苛酷な取扱いをされるということとは私は非常に危険ではないか。これはやはり裁判の最終決定によつて、確定によつて処置されるということが非常に正しくもあり、又誤りを犯した職員に對する温情のある私は考え方がいふかと思ふのですが、そういう取扱ひをしてゐるんではないですか。……
○政府委員(細田吉蔵君) 只今の前之團先生の御意見非常に御尤もなものでございまして、ただそうしたほうがいいかどうかという問題は、これは方針の問題でございまして、これは方針の問題でございまして、お答えできませんが、實際問題として是有罪が確定する前にやることにつきましては、これは相當慎重にやらなければならぬことはこれは間違いないと思ひます。これが間違つて行われるということになりますと、これは重大問題である、賞罰のことでございまして、これにつきましては国鉄當局側で非常に慎重にやつておられますし、又不当なやうな懲戒を加へますことは、實際問題といたしましては今日は苦情処理の方法もございまして、又労働組合のほうも、これにつきましては相當嚴重に監視をし、又不当であれば抗議を申込むというやうなことになると思ひますので、實際問題としては非常に危険性が一見あるやうではございまして、けれども、實際問題としては不当なる懲戒は全然ないと言ひ切れるかどうかは別といたしまして、ありまして非常に少いのではないか、これ以上の問題になりまして方針で、そうしたほうがいいんじゃないかというお話でございまして、ちよつと私ではお答え申上げかねると思ひます。

○前之團喜一郎君 懲戒規程というのはあるのですか。
○政府委員(細田吉蔵君) ござい

○前之團喜一郎君 それならば懲戒委員というのがあるでしよう。それはどういう組織になつておられますか。
○政府委員(細田吉蔵君) 大体は承知しておりますけれども、今はつきり調べますから……懲戒委員の制度は内達できましておりました、法規例集にないでございまして、私も実は本庁で懲戒委員を仰せつかつておりましたので申上げたと思ひます。懲戒委員会というものと、それから表彰の委員会と両方を持つておりました、本庁では国有鉄道の秘書課長が表彰委員長になりまして、各局の秘書課長に該當いたすものが懲戒委員に相成つておるやうなわけでありまして、各局におきましては、局によりまして多少実情が違ふと思ひますが、総務部長が中心になりまして、各部長がこれに當つておると承知いたしております。

○前之團喜一郎君 そうすると、労働組合関係は入つていないのですか。
○政府委員(細田吉蔵君) 懲戒委員会、表彰委員会そのものには労働組合の側からは参加いたしておらないのです。

○前之團喜一郎君 大体わかりました、なおいち／＼と聞きたいこともありますが、要するにこの公症、私症というものが非常に明確ではないという疑問を私は持つわけでありまして、公症に入つて然るべきものが或いは私症に入つておるのではないかというやうな疑いも相當にあるわけでありまして、併しこの法案は非常に温情のある法案

であり、これは当然私も賛成しなればならぬものだと思つておりますが、今質問をいたしました点で御答弁のできなかつたものについては、この法案成立後でもよろしうございまして、詳細にお知らせを願ひたいと思ひます。私は以上で私の質問を終ります。

○委員(小泉秀吉君) ほかに質疑があればこれを以て質疑は終了したものと認めてよろしうございしますか。
○委員(小泉秀吉君) それでは質疑は終了したことにいたします。

○一松政二君 討論を省略することの動議を提出いたします。

○委員(小泉秀吉君) 討論省略の動議が出ておりますが……
○高田寛君 一松君の動議に賛成します。

○委員(小泉秀吉君) ほかに御意見がなければ、討論を終了したものと認めてよろしうございしますか。
○委員(小泉秀吉君) 御異議ないものと認めます。

○委員(小泉秀吉君) 御異議ないものと認めます。それでは採決に入ります。本案に御賛成のかたは挙手を願ひます。

○委員(小泉秀吉君) 全会一致と認めます。これを以て本案は議了いたしました。本案の手續その他については前法案と一緒に委員長にお任せを願ひまして、本案賛成のかたは御署名を願ひます。

多数意見者署名
岡田 信次 高田 寛
小酒井義男 入交 太藏

植竹 春彦 仁田 竹一
一松 政二 高木 正夫
小野 哲 内村 清次
中村 正雄 前之團喜一郎
深川榮左エ門 鈴木 清一
○委員(小泉秀吉君) それでは御懇談を願ふことにいたしました、速記のほうはやりませんから……
午後五時九分速記中止

午後五時五十分速記開始
○委員(小泉秀吉君) それでは速記をつけて、本日はこれにて散會いたします。
午後五時五十一分散會